明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則（**国家公安委**三）　一
○死体取扱規則（**同**四）　四

〔告　示〕
○警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第六条第三項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める件（**国家公安委**六）　九
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**同**七）　一三
○肥料を登録した件
（**農林水産**五二八～五三一）
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第二項第二号の規定に基づく液化石油ガス設備士のための養成施設を指定した件（**経済産業**四七）
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件
（**原子力規制委**一）
○道路に関する件
（**東北地方整備局**四四、四五、四八）　一四
○都市計画に関する件（**同**四六、四七）　一五
○道路に関する件
（**関東地方整備局**七四）　一六
○道路に関する件
（**近畿地方整備局**四四～四六）　一七
○道路に関する件
（**中国地方整備局**二八、二九）　一八
○道路に関する件
（**四国地方整備局**一七、一八）　一九
○自動車専用道路に関する件
（**九州地方整備局**四〇）　二〇
○道路に関する件（**同**四一）　二一
○道路に関する件
（**北海道開発局**二五、二六）　二二

〔官庁報告〕
官庁事項
労働災害防止計画に関する公示
（厚生労働省）　二三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責関係　二三
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告　二五

規　則

○国家公安委員会規則第三号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第十一条及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十九号）第二条の規定に基づき、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月八日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則

（死体調査等記録書の作成）

第一条　警察署長は、法第四条第二項の規定による調査、第五条第一項の規定による検査、第六条第一項の規定による解剖又は第八条第一項の規定による身元を明らかにするための措置（次項において「調査等」という。）のうちいずれかを実施したときは、死体調査等記録書（別記様式第一号）を作成しなければならない。

2　警察署長は、前項の規定により死体調査等記録書を作成した後に新たな調査等を実施したとき又は法第十条の規定により死体を引き渡したときは、当該死体調査等記録書に所要の事項を追記しなければならない。

（簡易な器具）

第二条　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令第二条の国家公安委員会規則で定める簡易な器具は、体内から体液、尿その他の物を採取した場所において、単純な操作で速やかに同令第一条第三号に規定する薬物等を検出することができる器具とする。

（関係行政機関に対する通報事項）

第三条　法第九条の規定による通報は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　死亡の日時及び場所（不明のときは、推定の日時及び場所）

二　警察官が死体を発見し、若しくは発見した旨の通報を受け、又は警察署長が死体に関する法令に基づく届出を受けた日時

三　法第四条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の規定による措置の結果明らかになった死因

四　通報する必要があると認めた理由

五　その他参考となるべき事項

2　法第九条の規定による通報を行ったときは、通報記録書（別記様式第二号）を作成しなければならない。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。